平成２７年（フ）第４１０６号
大阪府八尾市松山町１丁目６番２号
債務者　平井　節子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１１７号
大阪市東住吉区南田辺１丁目10番23―209号
債務者　木村　敏和
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２８号
函館市昭和３丁目35番12号
債務者　林　　博文
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２５９号
北海道亀田郡七飯町本町３丁目17番６号
債務者　小林　末子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３１号
和歌山県東牟婁郡古座川町下露598番地
債務者　前田光代こと　**前**田　光代
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第８５号
山口県宇部市北小羽山町２丁目３番13―405号小羽山市営住宅
債務者　篠遠　　実
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３３９号
相模原市緑区大島11番地　県営大島団地12―104
債務者　西銘　善次
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１３１９号
名古屋市西区上小田井１丁目165番地　コーポ川岸301号
債務者　山下　　恵
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８２号
高知県香南市野市町土居1515番地15
債務者　本久　裕野
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９３号
高知市十津５丁目20番10号　コーポ十津103号
債務者　町田　りか
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９５号
高知市大津甲1251番地
債務者　田中　百合
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２０号
高知市桟橋通６丁目２番27号　ピアハイツＣ棟203
債務者　中村　貴史
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４号
茨城県土浦市宍塚182番地　トリニティーⅢ203号室
債務者　蛯名　卓也
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第８９６号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地３－４－302
債務者　佐藤紅美子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９０３号
さいたま市中央区円阿弥２丁目６番19―202号
債務者　竹内　裕貴
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９４５号
埼玉県川口市領家３丁目18番５号
債務者　鳥海　英二
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９５４号
さいたま市桜区大字神田429番地　スティーレ与野Ｂ101
債務者　大橋　和樹
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９５５号
さいたま市桜区大字神田429番地　スティーレ与野Ｂ101
債務者　大橋　夏未
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係